

「誓約書」に関するFAQ

【誓約書の提出範囲】

Q 1 誓約書の提出は、契約金額が500万円以上の元請負人だけでなく、下請契約金額（資材原料等の納入契約金額）が500万円以上の下請負人等（納入業者、2次下請等を含む）についても必要なのでしょうか。

誓約書の提出は、全ての契約（工事、測量・建設コンサルタント等、物品購入等）を対象として、契約金額が500万円以上となる元請負人及び下請負人等については、誓約書の提出が必要です。

ただし、契約の相手方（元請負人等）が契約する自ら製造する物品等を納入する製造業者については、誓約書を提出する必要はありません。

【数度の契約の場合】

Q 2 500万円未満の取引では誓約書は必要ないとされていますが、数度に分けて注文、納品を行う場合、500万円以上の取引になった下請負人等（納入業者、2次請負等を含む）も誓約書の提出が必要なのでしょうか。

同一案件において、同一業者が複数回受注する場合、複数現場の一括契約する場合、資材の一括購入をする場合には、その契約金額の総額が500万円以上であれば、誓約書の提出が必要です。

【元請負人の確認】

Q 3 元請負人は、下請負人が契約した契約金額500万円以上の契約をどのようにして把握すればよいのでしょうか。

下請負人等からの誓約書の徴収については、元請負人がそれぞれの下請契約関係において、契約金額が500万円以上の契約について提出を求めるものであり、下請負人等は元請負人を通じて太子町に提出しなければなりません。

下請負人が下請負人等を使用する場合は、その下請負人の責任で誓約書を提出するように、元請負人として下請負人の指導をお願いします。

【誓約書の押印】

Q 4 誓約書に押す印鑑は、会社印でよいのでしょうか。

誓約書に押す印鑑は、契約書に使用する印鑑を押印するようにしてください。

下請負人との間で締結する契約書や注文請書に使用する印鑑を押印するように指導をお願いします。

【提出先・提出時期】

Q 5 元請負人や下請負人の誓約書は、いつ、どこに出せばよいのでしょうか。

○元請負人の場合は、契約の締結時に町に提出することとなります。

○下請負人等の誓約書は、元請負人が下請負人と下請契約を締結する際に提出させ、速やかに元請負人を通じて町へ提出しなければなりません。

○元請負人は、下請負人等が誓約書を提出しない場合は、当該下請契約を締結しないようにしてください。

【下請負人が暴力団密接関係者だったときの元請負人のペナルティー】

Q 6 下請負人が誓約書の内容に違反した場合は、元請負人にどのようなペナルティーがあるのでしょうか。

○下請負人が誓約書に違反（暴力団密接関係者と判明）した場合は、当該下請契約を解除しなければなりません。この際、誓約書を提出させているなど元請負人として問題がなければ、元請負人との契約を解除することはありません。

ただし、今後の対応について、元請負人に対して注意喚起を促すこととなります。

○元請負人が誓約書を徴していない場合は、入札参加停止となるほか、入札参加除外措置の措置要件に該当するのかが調査を行ったうえで、必要な措置を行います。

○契約解除については、いままでの取扱いと変わらず、太子町が元請負人に下請負人との契約解除を指導し、指導に従わなければ、元請負人を解除することとなります。

○指導を受けた際にスムーズに下請契約を解除できるように、下請契約を締結するときは、太子町と同様に契約書に当該契約の解除条項と下請負人が解除指導に従わない場合の当該契約の解除条項を盛り込むようにしてください。

【契約書の不提出と元請負人のペナルティー】

Q 7 下請負人等が誓約書を提出しない場合は3ヶ月の入札参加停止とありますが、提出がない場合は元請負人にどのようなペナルティーがあるのでしょうか。

○下請負人等が誓約書（契約金額500万円未満を除く。）を提出しない場合は、契約を締結しないようにしてください。

○しかし、既に契約している下請負人等から誓約書の提出がないことが判明した場合は、元請負人として下請負人等に対して、誓約書を提出するように指導し、指導しても提出しないというときは、誓約書の提出先へ報告をお願いします。

○必要な指導や報告を行っていれば、入札参加停止に問われることはありませんが、提出がないことを知りながら放置していたり、報告を怠るなどの場合には、入札参加停止措置を受けることがあります。